



# 第4期奈良市障害福祉計画

## 概要版

(平成27年度～平成29年度)

平成27年3月

奈良市



# 目次

第1章	計画の概要	1
第1節	計画策定の背景と趣旨	1
第2節	計画の基本理念	2
第3節	計画の位置づけ	3
第4節	計画の期間	3
第5節	計画の策定体制	3
第2章	障害のある人を取り巻く奈良市の現状	4
第1節	障害のある人の状況	4
第2節	障害福祉施策関連事業費決算額の推移	10
第3章	地域生活及び一般就労への移行の数値目標	11
第1節	数値目標の設定の考え方	11
第2節	数値目標の設定	11
第4章	障害福祉サービスの見込み及び確保方策	14
第5章	障害児通所支援の見込み及び確保方策	15
第6章	地域生活支援事業の見込み及び確保方策	16
第7章	障害者虐待防止センターの運営	18
第8章	計画の推進に向けて	18
第1節	進行管理体制の確立	18
第2節	計画の点検・評価の方策	18

## 第1節 計画策定の背景と趣旨

### 1. 計画策定の背景

＜国の動向＞

- 障害者自立支援法の成立とその改正

平成18年に、障害者自立支援法が身体、知的、精神障害者に対する福祉サービスの一元化、市町村を主体とした利用者本位のサービス体系への再編、安定的な財源の確保、障害者の一般就労の推進、支給決定の透明化・明確化などを通じて、障害者が地域で安心して暮らすための体制づくりをめざし、施行されました。平成22年12月に、利用者負担の応能制度への見直し、障害者の範囲に発達障害が含まれることの明確化、地域移行支援、地域定着支援の個別給付化、同行援護の新設などの一部改正が行われました。

- 障害者総合支援法の成立

平成24年4月に、障害者自立支援法に代わり、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が成立し、障害者の範囲に難病等を加えること、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などの改革が行われました。同法は平成25年4月から順次施行されるとともに、法の施行後3年をめぐりとして、障害福祉サービスのあり方や障害支援区分の認定を含めた支給決定のあり方について検討することとされました。

- 障害者虐待防止法の制定

平成23年8月に、「障害者基本法の一部を改正する法律」が一部を除いて施行され、すべての国民が障害の有無にかかわらず、基本的人権が尊重され、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること、障害を理由とした差別の禁止などが明文化されました。

平成24年10月に障害者に対する虐待行為を禁止するとともに、虐待行為を見つけた場合には通報を義務づけ、その通報先として、「障害者虐待防止センター」の設置を求める「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が施行されました。

- 障害者優先調達推進法の制定

平成25年4月に、障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体などの公的機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）が施行されました。

- 障害者差別解消法の制定

平成25年6月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が制定され平成26年1月には国連総会が採択した「障害者権利条約」を批准しました。

障害者権利条約では、障害に基づくあらゆる差別を禁止するとともに、直接的な差別だけでなく、障害者の権利の確保のために必要で適当な調整等を行う「合理的配慮」がうたわれ、障害者が他の人と平等に、自立した生活を送れるための地域社会への包容について定められました。

- 本計画に係る基本指針の告示

平成26年5月に、障害者総合支援法に基づく国の基本指針が告示され、「計画の作成プロセスに関するPDCAサイクルの導入」「成果目標の導入による地域生活への移行や拠点づくり、一般就労への移行促進の考え方」「障害児支援の体制整備に関する規定」などが示されました。

＜県の動向＞

奈良県では、「奈良県障害者計画」に基づき、「障害のある人に寄り添った生活全般にわたる包括的な支援」、「ライフステージを通じた切れ目のない支援」を施策推進の2本柱に、障害者施策を総合的、計画的に推進しています。

## 2. 計画策定の趣旨

市町村は、国の指針に則して、障害福祉サービス等の目標と必要な量の見込み、サービス提供体制の整備方針を示す計画（障害福祉計画）の策定が義務付けられています。

本市においても、平成18年度から平成20年度までを第1期、平成21年度から平成23年度までを第2期、平成24年度から平成26年度までを第3期として障害福祉計画を策定し、障害者及び障害児が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスや相談支援等の数値目標を設定し、計画的なサービスの提供のための基盤整備に努め、計画的に施策の推進を図ってきました。

近年は障害福祉サービス等の利用者数が増加していることから、障害者が地域で安心して暮らせる社会を引き続き構築できるように、障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業を提供するための体制の充実を計画的に推進することが必要です。

「第4期奈良市障害福祉計画（平成27年度～平成29年度）」は、第1期、第2期及び第3期計画での成果や課題を踏まえ、一連の制度改正に的確に対応するとともに、平成24年度から根拠法が児童福祉法に整理されたサービスも含め、平成27年度から平成29年度における障害福祉サービス等に関する数値目標及び提供できるサービスの見込み量を設定し、障害者が地域で自立した生活を送れるよう本市における施策の一層の充実を図ろうとするものです。

### 第2節 計画の基本理念

障害者基本法第1条において、すべての国民は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念を掲げています。

本市の障害者福祉も、この理念にのっとり、障害の有無にかかわらず、すべての市民が互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざして、様々な施策を講じる必要があります。

本計画の上位計画である第3次奈良市障害者福祉基本計画では、障害のある人と障害のない人が「ともに生きる」社会をめざし「すべての市民が互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を基本理念としており、本計画に継承するべきものと考えています。

よって、本計画では第3次奈良市障害者福祉基本計画の理念を基本理念とし、障害者福祉施策の推進に努めていきます。

**すべての市民が互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現**

### 第3節 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」に位置付けられ、この上位計画であり本市の障害者施策の目標を掲げる「第3次奈良市障害者福祉基本計画」の基本理念を実現するための実施計画として、生活支援に関する施策について具体的な目標値を定めています。

また、本市のまちづくりの上位計画である「奈良市第4次総合計画」の部門別計画として、障害者の総合的な保健・福祉施策に関わる目標を掲げた計画としても位置づけられ、国の「基本指針」及び「奈良県障害者計画」、「奈良市老人福祉計画及び第5期介護保険事業計画」、「奈良市子ども・子育て支援事業計画」との整合性を図り作成しています。

### 第4節 計画の期間

市町村障害福祉計画は3年ごとの計画策定が基本指針に定められています。このため本計画の計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間としています。

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
奈良市障害者福祉基本計画	第2次計画							
			第3次計画					
奈良市障害福祉計画	第3期計画							
			見直し	第4期計画				
						見直し	第5期計画	

### 第5節 計画の策定体制

#### 1. 奈良市障害福祉計画策定委員会の開催

本計画策定にあたっては、障害福祉関係者、学識経験者等により組織した、「奈良市障害福祉計画策定委員会」を開催し、幅広い意見の反映に努めました。

#### 2. アンケート調査の実施

本計画策定にあたって、障害のある人の生活状況や福祉に関する意識や意向及び障害福祉サービスの利用実態や地域移行などの状況を把握し、施策の充実をめざし本計画の策定に向けた基礎資料とするため、障害のある方々及び障害福祉サービス事業者等へのアンケート調査を実施しました。

#### 3. 市民意見の聴取と計画の反映

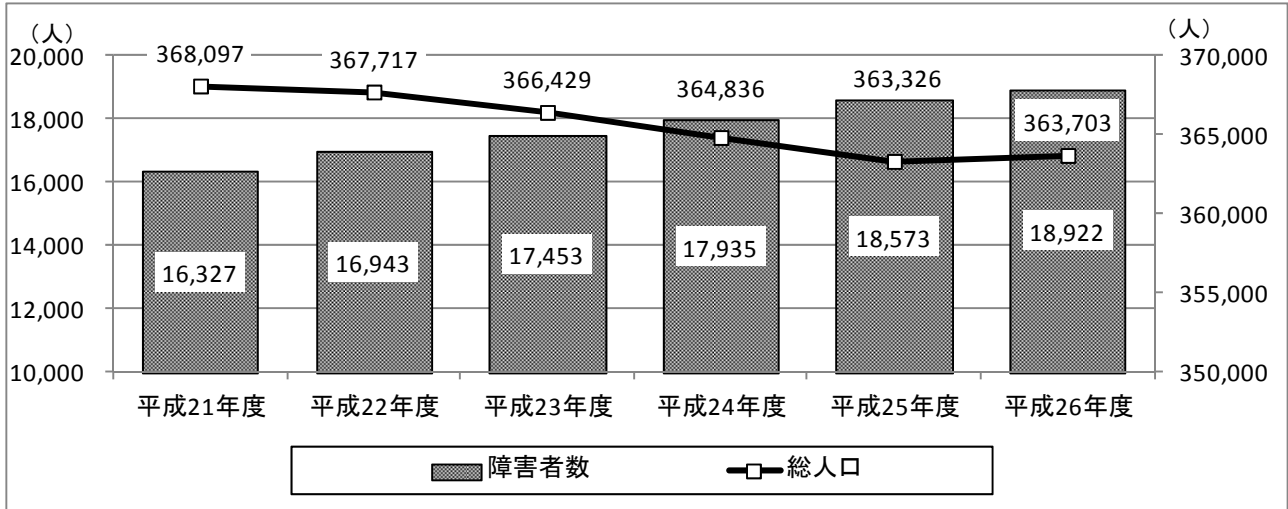
計画策定において、市民ニーズを十分に踏まえながら、多様な意見を反映させるため、計画に対するパブリックコメントを実施しました。

## 第2章 障害のある人を取り巻く奈良市の現状

### 第1節 障害のある人の状況

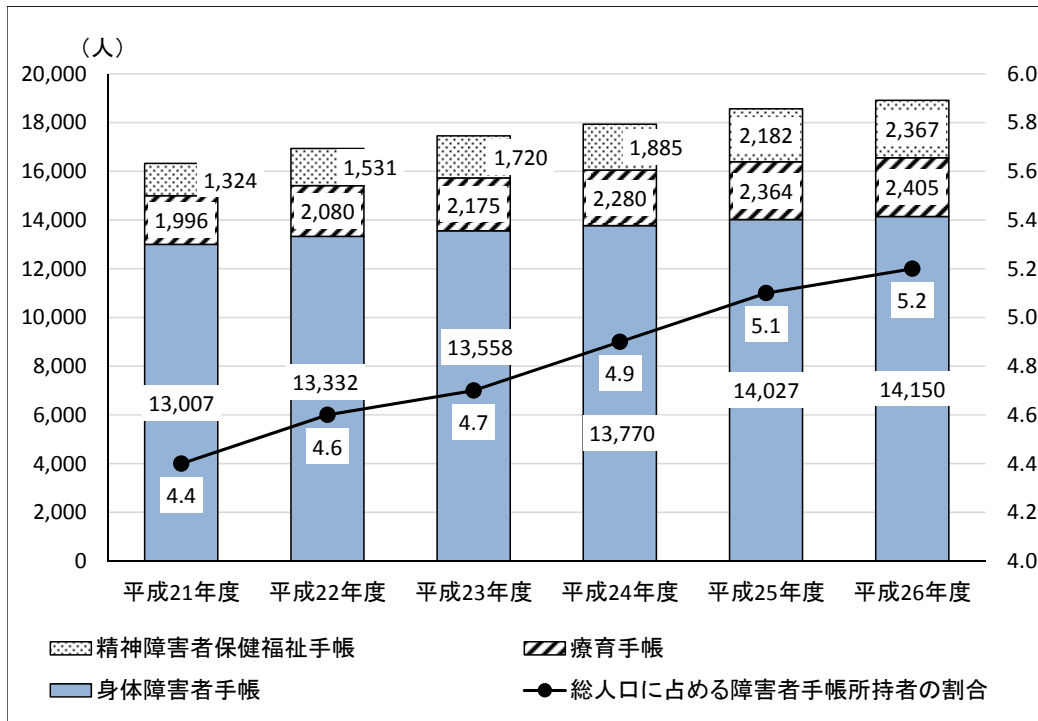
#### 1. 人口・手帳所持者の推移 ◇増加が続く手帳所持者数◇

##### ① 障害者手帳所持者の状況



※総人口：平成21年度～25年度は翌年度の4月1日現在、平成26年度は11月1日現在

※各手帳人数：平成21年度～25年度は3月末日（精神障害者保健福祉手帳は6月末日）現在、平成26年度は10月末日現在



手帳所持者は、三障害とも増加しており、所持者総数は平成26年10月末で18,922人となり、平成21年から2,595人増加し、総人口に占める手帳所持者の割合も4.4%から5.2%に増加しています。

三障害別の手帳所持者の割合は、平成26年で身体75%、療育13%、精神12%となっており、身体障害者手帳所持者の占める割合が高くなっています。

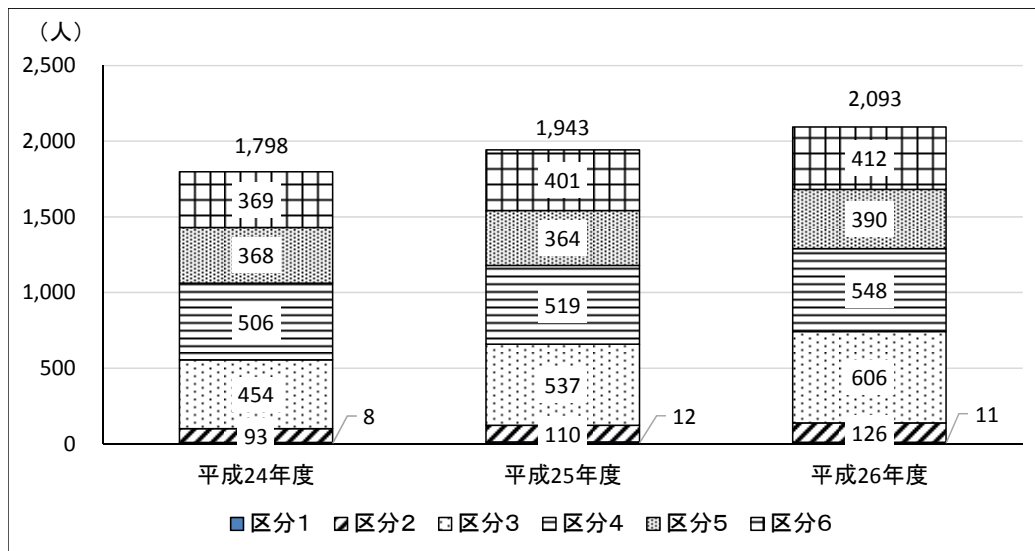
手帳所持者の増加理由は、身体障害者手帳所持者の約7割が65歳以上であり、65歳以上の高齢者人口の増加に伴い手帳所持者数も増加したものと思われ、今後も高齢化の進行により身体障害者数は更に増加していくことが予想されます。

平成21年から平成26年の各手帳所持者の増加率は、身体障害者手帳所持者8.8%、療育手帳所持者20.5%、精神障害者保健福祉手帳所持者78.8%となっています。精神障害者が著しく増加している理由としては、福祉サービスの利用や障害者雇用のために取得を考える人が増え、精神障害者保健福祉手帳が徐々に社会的に認知されてきた背景があることが考えられます。

## ② 障害支援区分認定者の状況

全体の中では、中間層の区分3と区分4の占める割合が高くなっています。

ここ3年間を比較すると、認定者は毎年150人程度増加しており、今後も精神障害者及び知的障害者の増加に伴い、障害福祉サービス利用者も増加していくと考えられます。

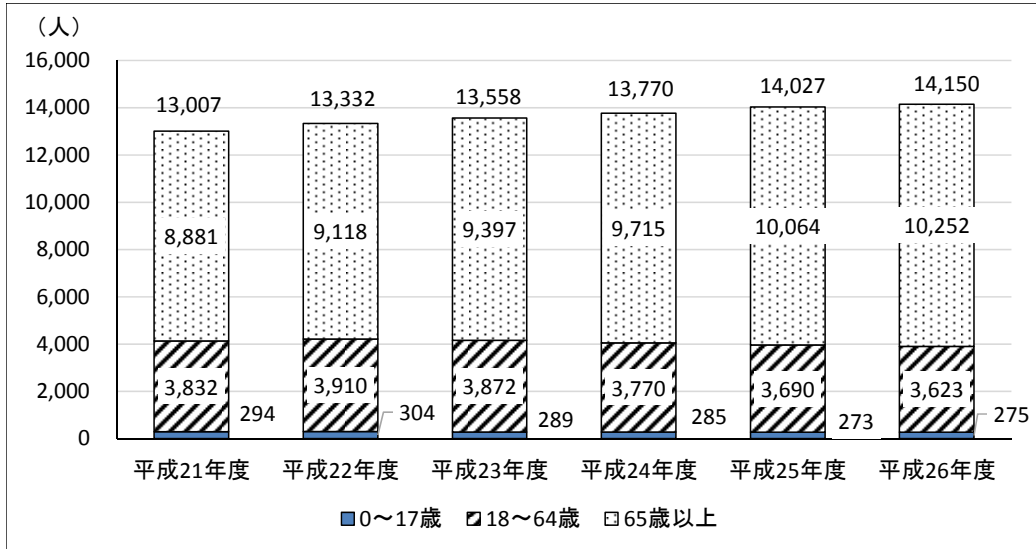


※各年度3月末日現在、平成26年度は9月末現在

## 2. 身体障害者の状況 ◇高齢化が進む身体障害者手帳所持者◇

### ① 年齢別の身体障害者手帳所持者の状況

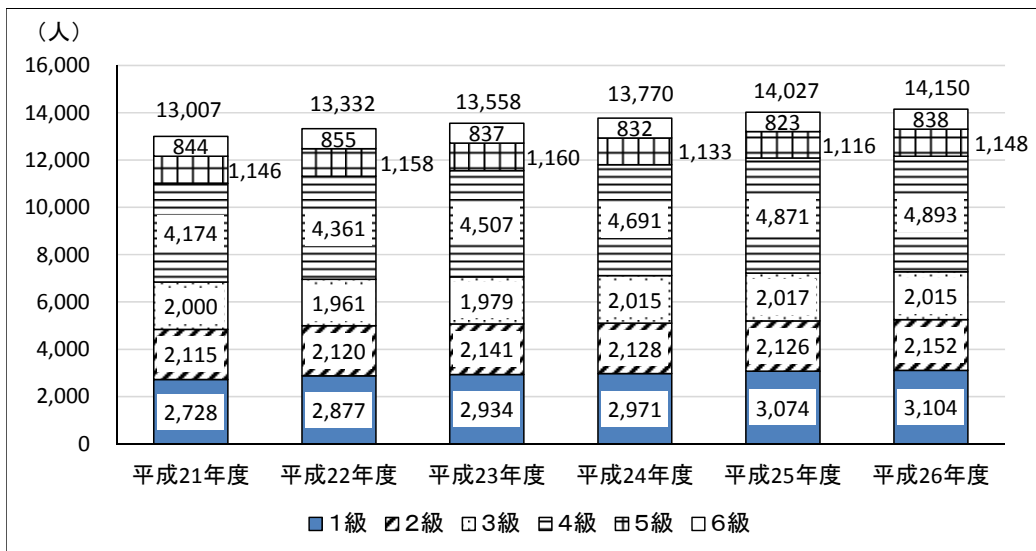
平成26年度の状況は、65歳以上が72.4%を占め、平成21年の68.2%から4.2ポイント増加しており高齢化が著しく進んでいます。



※各年度3月末日現在、平成26年度は10月末現在

### ② 等級別の身体障害者手帳所持者の状況

各等級の占める割合に大きな変化はみられません。



※各年度3月末日現在、平成26年度は10月末現在



### ③ 障害部位別の身体障害者手帳所持者の状況

(単位：人、%)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
視覚障害	人数	902	888	889	882	871	885
	割合	6.9	6.7	6.6	6.4	6.2	6.3
聴覚・平衡機能	人数	1,186	1,182	1,199	1,205	1,224	1,218
	割合	9.1	8.9	8.8	8.8	8.7	8.6
音声・言語障害	人数	140	143	131	140	141	143
	割合	1.1	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
肢体不自由	人数	7,206	7,401	7,530	7,642	7,799	7,843
	割合	55.4	55.5	55.5	55.5	55.6	55.4
内部障害	人数	3,573	3,718	3,809	3,901	3,992	4,061
	割合	27.5	27.9	28.1	28.3	28.5	28.7
合計		13,007	13,332	13,558	13,770	14,027	14,150

※各年度3月末日現在、平成26年度は10月末現在

部位別では、平成26年までの間で肢体不自由が55%以上を占め最も多くなっています。

内部障害の割合は、平成21年度の27.5%から平成26年度には28.7%と部位別では微増傾向にあります。

### 3. 知的障害者の状況 ◇療育手帳所持者数も年々増加◇

#### ① 年齢別の療育手帳所持者の状況

(単位：人、%)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
0～17歳	人数	687	679	712	741	758	766
	割合	34.4	32.7	32.7	32.5	32.1	31.9
18～64歳	人数	1,249	1,339	1,395	1,462	1,519	1,549
	割合	62.5	64.4	64.2	64.1	64.2	64.4
65歳以上	人数	60	62	68	77	87	90
	割合	3.1	3.0	3.1	3.4	3.7	3.7
合計		1,996	2,080	2,175	2,280	2,364	2,405

※各年度3月末日現在、平成26年度は10月末現在

いずれの年齢層も増加傾向にあり、年齢別の割合は、0～17歳が約30%、18～64歳が約60%、残りの割合が65歳以上と概ね変わりありません。

その増加の要因としては、手帳の新規取得のほとんどは18歳未満の児童であるため、保護者の早期療育への関心の高まりや、療育手帳制度についての理解が深まったことなどが考えられます。また、療育に関する社会的資源の拡大といった環境要因もその一つと考えられます。

65歳以上の増加については、知的障害は発達期以降に新たに生じるものではないことから、手帳所持者が65歳に達することによる増加と考えられます。

構成割合は18～64歳の割合が平成26年では64.4%と最も高く、年齢別の構成割合は6年間変化がみられません。

② 判定別の療育手帳所持者の状況

(単位：人、%)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
A (1・2)	人数	918	970	1,019	1,053	1,087	1,099
	割合	46.0	46.6	46.9	46.2	46.0	45.7
B (1・2)	人数	1,078	1,110	1,156	1,227	1,277	1,306
	割合	54.0	53.4	53.1	53.8	54.0	54.3
合計		1,996	2,080	2,175	2,280	2,364	2,405

※各年度3月末日現在、平成26年度は10月末日現在

判定別の割合は平成26年度がA判定45.7%、B判定54.3%で、6年間の変化はほとんどみられません。

4. 精神障害者の状況 ◇精神保健福祉手帳の取得は急増◇

① 等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

(単位：人、%)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1級	人数	228	264	284	273	300	308
	割合	17.2	17.2	16.5	14.5	13.7	13.0
2級	人数	943	1,085	1,216	1,328	1,523	1,620
	割合	71.2	70.9	70.7	70.4	69.8	68.4
3級	人数	153	182	220	284	359	439
	割合	11.6	11.9	12.8	15.1	16.5	18.6
合計		1,324	1,531	1,720	1,885	2,182	2,367

※各年度6月末日現在

6年間で2級・3級の所持者の割合が増加しています。

その理由としては、社会状況の変化に伴い手帳の取得者が増加していることが考えられます。

② 障害者自立支援医療（精神通院医療）受給者の状況

(単位：人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
受給者	2,828	3,118	3,482	3,712	3,970	4,168

※各年度6月末日現在

6年間で2,828人から4,168人へと1,340人増加しており、その増加率は47.4%で手帳所持者の増加と連動していることが考えられます。

※ 精神障害者医療費助成制度の開始

現行の心身障害者医療費助成制度の対象となっていない精神障害者の医療費助成については、市民の要望を受け精神障害者保健福祉手帳1級所持者を対象に平成27年8月から医療費の一部を助成する制度を実施します。

## 5. 難病患者（一般特定疾患医療受給者）の状況

◇平成 25 年 4 月から、難病患者も障害福祉サービス等の対象に◇

### ① 一般特定疾患医療受給者の状況

(単位：人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
受給者	2,239	2,408	2,542	2,656	2,828	2,871

※各年度3月末日現在、平成26年度は8月末現在

6年間で2,239人から2,871人へと632人増加しており、28.2%増加しています。

### ② 疾患別の一般特定疾患医療受給者の状況

(単位：人、%)

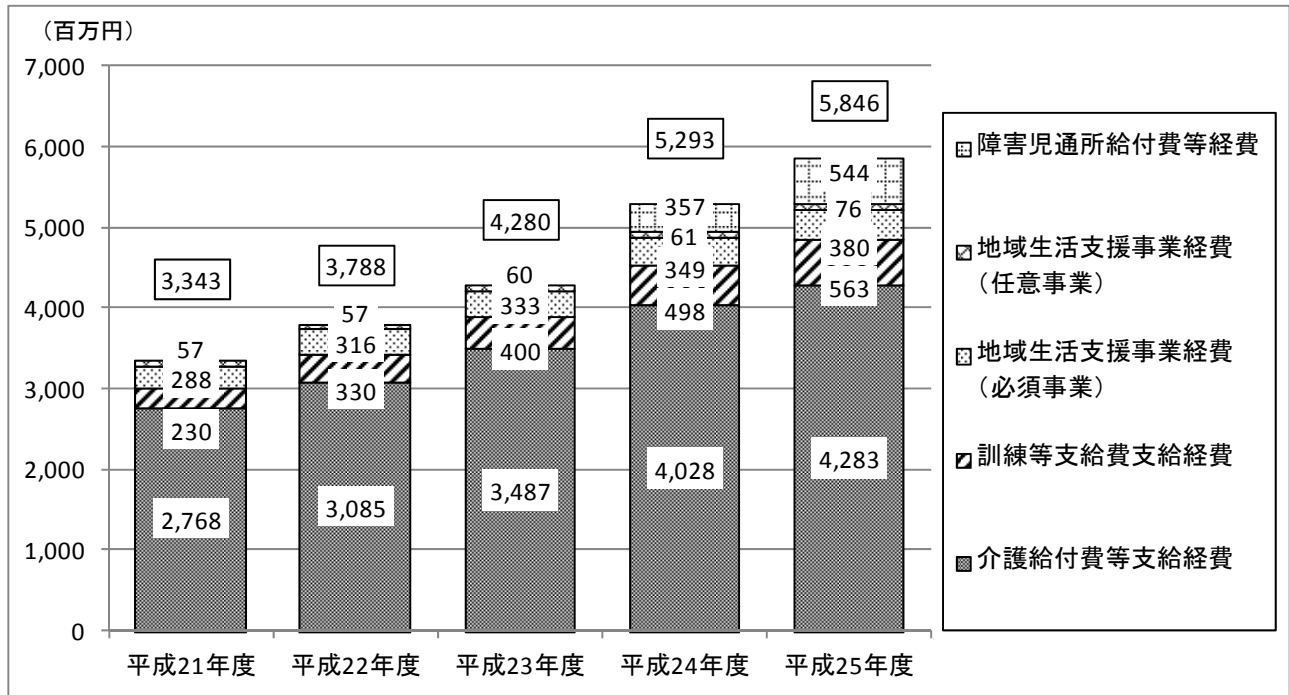
	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
神経・筋疾患	819	30.8	880	31.1	871	30.3
免疫疾患	361	13.6	368	13.0	301	10.5
消化器疾患	731	27.5	781	27.6	790	27.5
循環器呼吸器疾患	225	8.5	243	8.6	272	9.5
血液性疾患	118	4.4	116	4.1	121	4.2
皮膚・結合組織疾患	128	4.8	138	4.9	204	7.1
骨・関節系	154	5.8	172	6.1	181	6.3
視覚系	66	2.5	65	2.3	69	2.4
内分泌疾患	39	1.5	51	1.8	55	1.9
その他	15	0.6	14	0.5	7	0.3
合計	2,656	100.0	2,828	100.0	2,871	100.0

※各年度3月末日現在、平成26年度は8月末現在

疾患別では、3年間で大きな変化はありませんが、「神経・筋疾患」や「消化器疾患」の割合が高くなっています。

## 第2節 障害福祉施策関連事業費決算額の推移

本市の障害福祉施策関連事業費は、障害者数の増加に伴いサービスの利用が毎年増加しており、平成21年度と平成25年度の事業費を比較すると約15億円増加しています。その主な要因としては、生活介護等の日中活動系やホームヘルプサービスの利用者数の増加が挙げられます。



## 第3章 地域生活及び一般就労への移行の数値目標

### 第1節 数値目標の設定の考え方

本項目では、国が定める基本指針に即して、障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、平成29年度を目標年度とする第4期障害福祉計画において必要な障害福祉サービス、相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標として、次に掲げる事項に係る数値目標を設定します。

### 第2節 数値目標の設定

#### 1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

##### 【今後の方策】

施設入所から地域生活への移行を希望する障害者に対して、地域移行に必要なサービスを提供するとともに、施設整備事業においてグループホームの整備を重点施策と位置付けする等、施設の増加に努めます。一方グループホームでは対応が困難な方など、施設入所による支援が不可欠な障害者がいるという現状を見据え、個々の障害者の実情を理解し、障害者が安心して生活できる場所を確保する必要もあります。

##### ● 地域生活移行者の増加目標

地域生活への移行を進める観点から、平成25年度末時点における施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成29年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。当該目標値の設定に当たっては、平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行することとします。  
(国の基本指針：平成25年度末の施設入所者と比較した平成29年度末時点での地域生活に移行する者の割合を12%以上とする)

##### ● 施設入所者の削減目標

施設入所者の地域生活への移行に合わせて平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から4%以上削減することを基本とします。  
(国の基本指針：平成29年度末までに、平成25年度末時点の施設入所者数から約4%以上削減する)

##### 【第4期計画における数値目標】

項目		実績
平成25年末現在の入所者数	(A)	331人
目標年度（平成29年度末時点）の入所者数	(B)	315人
【目標値】入所者削減見込者数	(A) - (B)	16人
【目標値】地域移行者数		40人

## 2. 入院中の精神障害者の地域生活への移行

奈良県では平成31年度の目標として、①入院後3カ月時点の退院率を65%とする。②入院後1年時点の退院率を91%とする。③長期入院者数（在院期間1年以上）を平成26年度見込者数の1,482人から1,200人へ約19%減少するとしています。

本市においては、奈良県の数値目標を踏まえ、地域移行に向けた支援体制の確立について地域自立支援協議会で検討し、地域相談支援や障害福祉サービスの充実に努め、入院中の精神障害者の地域生活への移行を進めます。

- （国の基本指針：① 入院後3カ月時点の退院率「平成29年度における入院後3ヶ月時点の退院率を64%以上とする」  
② 入院後1年時点の退院率「平成29年度における入院後1年時点の退院率を91%以上とする」  
③ 長期入院者数（在院期間1年以上）「平成29年度6月末時点の長期在院者数を平成24年6月末時点から18%以上減少する」）

## 3. 障害者の地域生活を支援する機能の集約等を行う拠点の整備

障害者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門的な対応、地域の体制づくり等の機能を集約した地域生活支援拠点を、地域の社会資源を最大限に活用し平成29年度末までに1箇所整備することを基本とします。

- （国の基本指針：平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つの拠点を整備する）

#### 4. 福祉施設利用者の一般就労への移行

##### 【今後の方策】

ハローワーク等の国の機関、就労移行支援事業などの事業所及び市が一体となり、就労するための支援及び定着するための支援を行います。

##### ● 福祉施設利用者の一般就労への移行の増加目標

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。当該目標値の設定に当たっては、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本とします。

(国の基本指針：平成29年度末までに平成24年度実績の2倍以上が福祉施設から一般就労へ移行)

##### 【第4期計画における数値目標】

項目	実績
平成24年度実績	23人
目標年度（平成29年度末時点）の移行者数	81人

##### ● 就労移行支援事業の利用者の増加目標

一般就労に移行する者の目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数に係る目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者数については、平成29年度末における利用者数が平成25年度末における利用者数の6割以上増加することとします。

(国の基本指針：就労移行支援事業の利用者を平成25年度末の利用者から6割以上増加)

##### 【第4期計画における数値目標】

項目	実績
平成25年度末実績	75人
目標年度（平成29年度末時点）の利用者数	120人

##### ● 事業所ごとの就労移行率の増加目標

一般就労に移行する者の目標値を達成するため、事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることをめざすものとします。

(国の基本指針：就労移行支援事業所の利用者のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上)

##### 【第4期計画における数値目標】

項目	実績
平成24年度実績	1箇所
目標年度（平成29年度末時点）の目標箇所数	7箇所

## 第4章 障害福祉サービスの見込み及び確保方策

障害福祉サービス等の提供体制を確保するため、障害福祉サービス、相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に即して見込量を設定します。また、当該見込量については、これまでの取組を更に推進するものとなるよう、近年の実績及び伸び率、アンケート調査結果、地域の実情を踏まえて設定します。

### 訪問系サービス及び短期入所

サービス名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護	人	850	910	990
	時間	17,000	17,800	18,700
重度訪問介護	人	40	45	50
	時間	4,900	5,200	5,500
行動援護	人	240	260	280
	時間	5,200	5,600	6,000
同行援護	人	110	120	140
	時間	1,100	1,100	1,100
訪問系サービス（合計）	人	1,200	1,300	1,500
	時間	28,100	29,700	31,300
短期入所（福祉型）	人	160	170	190
	人日	1,300	1,500	1,600
短期入所（医療型）	人	20	20	20
	人日	190	190	190

※人：月あたりの利用者数 時間：月間の延利用時間 人日：月間の延利用日数

### 日中活動系サービス

サービス名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護	人	1,080	1,140	1,200
	人日	18,700	19,500	20,300
自立訓練（機能訓練）	人	10	12	15
	人日	160	190	240
自立訓練（生活訓練）	人	35	40	45
	人日	400	460	520
就労移行支援	人	100	110	120
	人日	1,500	1,700	1,900
就労継続支援（A型）	人	190	230	270
	人日	3,800	4,400	5,200
就労継続支援（B型）	人	290	340	390
	人日	3,900	4,500	5,300
療養介護	人	45	45	45

※人：月あたりの利用者数 人日：月間の延利用日数



## 居住系サービス

サービス名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助（グループホーム）	人	190	210	230
施設入所支援	人	323	319	315

※人：月あたりの平均利用者数

サービス名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
グループホーム整備数（創設）	箇所数	1	2	2

## 相談支援

サービス名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	人	1,700	1,500	1,600
地域移行支援	人	7	7	7
地域定着支援	人	7	7	7

※人：月あたりの利用者数

## 第5章 障害児通所支援の見込み及び確保方策

障害児が適切な支援を受けることができるよう、療育の場の充実に努めます。

現在、事業所数は充足しています。今後は市障がい児通所支援連絡協議会とも連携し、「奈良市子ども・子育て支援事業計画」に掲げられている「障がいのある子どもと子育て家庭への支援の充実」と整合性を図り、療育の場の質的向上に努めます。

サービス名		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害児支援	児童発達支援	人	350	410	420
		人日	2,600	3,200	3,200
	放課後等デイサービス	人	530	600	610
		人日	4,900	5,600	5,600
	保育所等訪問支援	人	30	40	40
		人日	30	40	40
医療型児童発達支援	人	2	2	2	
	人日	20	20	20	
障害児相談支援	人	260	300	300	

※人：月あたりの利用者数 人日：月間の延利用日数

## 第6章 地域生活支援事業の見込み及び確保方策

地域生活支援事業の成果目標については、個別給付（介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具）等と組み合わせて実施することや地理的条件や各種社会資源の状況を勘案し、これまでの取組を更に推進するものとなるよう障害福祉計画の実績等を踏まえ設定します。

### 市町村必須事業

事業名・事業内容		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
理解促進研修・啓発事業		講演会等参加者数（人/年）	150	200	250
自発的活動支援事業		助成団体数（件/年）	1	1	1
障害者相談支援事業		延件数（件/年）	28,000	28,000	28,000
		委託箇所数（箇所）	8	8	8
市町村相談支援機能強化事業		委託箇所数（箇所）	5	5	5
療育指導事業		委託箇所数（箇所）	2	2	2
運営委員会		開催回数（回/年）	4	4	4
相談支援部会		開催回数（回/年）	8	8	8
子ども部会		開催回数（回/年）	2	2	2
地域生活支援部会		開催回数（回/年）	2	2	2
就労支援部会		開催回数（回/年）	6	6	6
成年後見制度利用支援事業		助成件数（件/年）	10	15	20
成年後見制度利用支援事業		助成件数（件/年）	10	15	20
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣	延支援件数（件/年）	3,600	3,900	4,200
		通訳者登録者数（人/年）	24	24	24
	要約筆記者派遣	延派遣数（件/年）	37	41	45
		筆記者登録者数（人/年）	9	9	9
	手話通訳者設置	設置者数（人）	4	4	4
	重度障害者入院時コミュニケーション支援事業	延支援時間（時間/年）	1,800	1,800	1,800
支援員登録者数（人/年）		12	12	12	
介護・訓練支援用具		延給付件数（件/年）	40	45	50
自立生活支援用具		延給付件数（件/年）	140	145	150
在宅療養等支援用具		延給付件数（件/年）	85	90	95
情報・意思疎通支援用具		延給付件数（件/年）	115	120	125
住宅改修費		延給付件数（件/年）	10	15	20
排泄管理支援用具※		延給付件数（件/年）	7,300	7,500	7,700
手話奉仕員養成研修事業		入門講座修了者数（人/年）	40	40	40
		基礎講座修了者数（人/年）	20	20	20
移動支援事業		実利用者数（人）	1,100	1,100	1,200
		平均利用時間（時間/月）	7,600	8,000	8,500
地域活動支援センター事業		平均利用者数（人/月）	48	50	52
		箇所数（箇所）	2	2	2

※継続的に給付する排泄管理支援用具（ストマ装具及び紙おむつ等）の件数は、1か月分を1件としています。

市町村任意事業

事業名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
福祉ホーム事業	実利用者数（人）	5	5	5
訪問入浴サービス事業	実利用人数（人）	19	20	21
	延利用回数（回/年）	1,100	1,100	1,100
日中一時支援事業	延利用回数（回/年）	8,000	8,400	8,900
巡回支援専門員整備事業	発達障害等に関する知識を有する専門員が、子どもやその親が集まる施設・場に巡回支援を実施し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。			

スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	総合福祉センターでスポーツ教室（陸上教室、親子体操教室等）、スポーツ大会（ふれ合い宣言マラソン大会等）レクリエーション教室（盆踊り大会等）を開催し、障害者の体力増強、交流、余暇等の充実や障害者スポーツの普及を図ります。
文化芸術活動振興事業	障害者等の作品展や陶芸教室、季節教室を総合福祉センターで実施し、障害者等の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行います。
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な人のために、点訳、音声訳、その他障害者に分かりやすい方法により、市の広報、各種事業の紹介、生活情報等を定期的に提供します。
奉仕員養成研修事業	障害者との交流活動の促進とともに、点訳を習得した点訳奉仕員の養成研修を行います。
自動車改造費助成事業	自動車の改造費用の一部を助成します。

## 第7章 障害者虐待防止センターの運営

平成24年10月に障害者に対する虐待行為を禁止するとともに、虐待行為を見つけた場合には通報を義務づける「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が施行され、その通報先として、障がい福祉課内に専門員を配置し「障害者虐待防止センター」を設置しています。

相談件数については、今後、増加していくことが考えられます。また相談に対して長期にわたる継続した対応が必要となります。

今後も、相談件数の増加に対応できるよう、体制の整備、関係職員の資質向上、通報義務等について必要な広報・啓発活動等を実施し、円滑な運営に取り組んでいきます。

事業名	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
障害者虐待防止センター	相談件数（件/年）	18	18	13

※各年度3月末日現在、平成26年は10月末現在

## 第8章 計画の推進に向けて

### 第1節 進行管理体制の確立

本計画は、障がい福祉課が中心となり、関係部局、関係機関・団体、障害当事者などと連携し、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

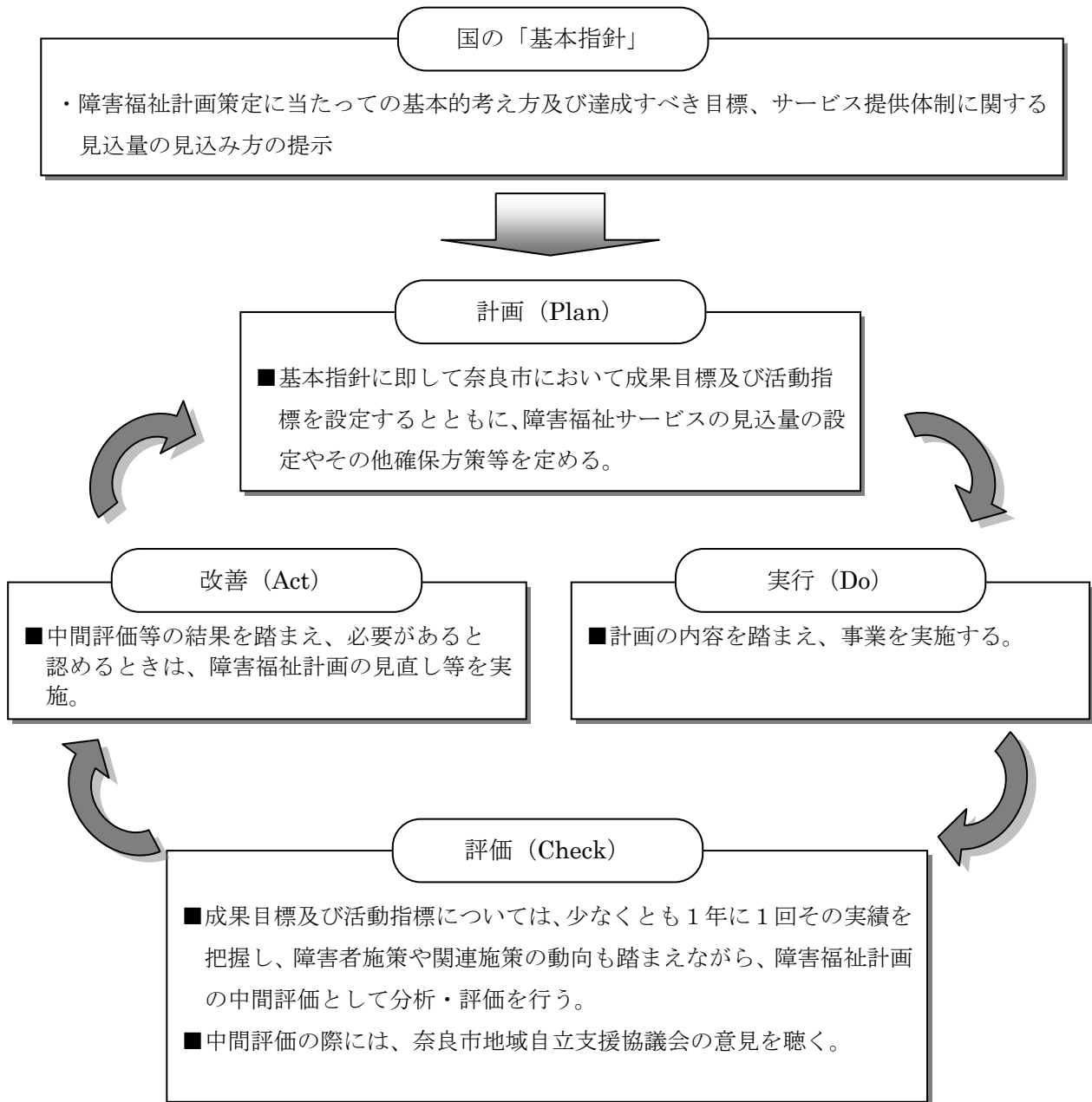
### 第2節 計画の点検・評価の方策

第4期障害福祉計画においては、平成29年度を目標年度として、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）を設定するとともに、平成27年度から平成29年度までの各年度の障害福祉サービス、地域生活支援事業の各分野における取組の状況を分析するための指標（活動指標）を設定し、その見込み値の達成のための方策等を明らかにすることにより、計画の目標を実現することが必要とされており、その手法として、PDCAサイクルによる計画の管理が求められています。

「PDCAサイクル」とは、様々な分野・領域における品質管理や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。業務を進めていく上で、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへとつなげていく過程は、業務の質を高めていく上で重要となります。

本計画に基づく施策を計画的に推進するため、推進委員会（仮称）を設置し、奈良市地域自立支援協議会と連携のもと、毎年度、進捗状況についてPDCAサイクルによる点検・評価を行い、意見を聴くこととします。

## (障害福祉計画におけるP D C Aサイクルのプロセス)





## 第4期奈良市障害福祉計画

平成27年3月発行

編集・発行 奈良市保健福祉部 障がい福祉課

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1-1

TEL 0742-34-4593

FAX 0742-34-5080

<http://www.city.nara.lg.jp/>